第5回最終処分関係閣僚会議
資料2

「使用済燃料対策に関するアクションプラン」策定後の取組について

～「第1回使用済燃料対策推進協議会」の開催等～

平成27年12月18日

経済産業省

使用済燃料対策について　～「第1回使用済燃料対策推進協議会」の開催～

■ 「使用済燃料対策に関するアクションプラン」に基づき、「使用済燃料対策推進協議会」を設置。

体制

＜政府側＞	＜事業者側＞
・経済産業大臣	・電気事業連合会会長
・資源エネルギー庁長官	・北海道電力(株)、東北電力(株)、東京電力(株)、中部電力(株)、北陸電力(株)、関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)及び日本原電(株)の社長。
・資源エネルギー庁次長	
・電力・ガス事業部長	

協議内容

- 事業者が策定する「使用済燃料対策推進計画」を確認する。適切にフォローアップする。
- その他、使用済燃料対策を着実に進めるための対応策の具体化を協力して検討する。

■ 先日（11月20日）、「第1回使用済燃料対策推進協議会」を開催。

■ 事業者から「使用済燃料対策推進計画」(※概要は以下のとおり)の報告があった。

- ✓ 各社毎の対策方針に加えて、事業者全体として、2020年頃に4,000トン程度、2030年頃に計6,000トン程度の使用済燃料の貯蔵対策を目指す
- ✓ 電気事業連合会内に、社長級の「使用済燃料対策推進連絡協議会」を新たに設置
- ✓ 使用済燃料の貯蔵能力拡大に係る技術検討（コンクリートキャスクや高燃焼度燃料の貯蔵等）
- ✓ 使用済燃料の貯蔵能力拡大に係る理解活動の強化に向けた検討（広報資料やホームページの活用等）
- ✓ 今後新たに建設する中間貯蔵施設の共同・連携の可能性の検討　　等